

### 請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情	26. 12. 3 趣旨了承
市民福祉	平成27年度における「慢性腎臓病（CKD）及び生活習慣病対策」についての陳情	26. 12. 1 趣旨不承
	平成27年度における「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情	26. 12. 1 趣旨了承
	平成27年度における「療養介護施設における透析治療のあり方」についての陳情	26. 12. 1 趣旨不承
	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情	26. 12. 1 趣旨不承
	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情	26. 12. 1 趣旨了承
	福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情	26. 12. 1 趣旨不承
経済建設	介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情書	26. 12. 1 ※みなす 趣旨不承
	綾瀬市住宅リフォーム助成事業の再開を求める陳情書	26. 12. 2 趣旨了承

※「福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情」と同一趣旨のため、本陳情は採決不要として、趣旨不承とみなすことにしたものです。

## 市議会への請願や陳情

#### ◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

#### ◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

#### 《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）  
平成 年 月 日

綾瀬市議会議員  
〇〇〇〇 殿

紹介議員  
(署名または記名押印)  
請願（陳情）者  
住所  
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨.....  
理由.....  
.....

## 12月定例会で可決された意見書

### 肝硬変・肝がんを含むウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

現在、我が国のウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者は合計350万人以上とも言われており、国に法的責任があると肝炎対策基本法などでも示されている。

医療費助成は実施されているものの、対象となる治療は限定され助成対象外の患者は相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費負担により生活に支障を来しているため、より一層の支援が求められる。

また、身体障害者福祉法上での肝疾患の障害認定は、余命間近でなければ認定されないため、実効性を発揮していないと医師等からの指摘もあり、早急に実態に配慮した基準の緩和・見直しが求められている。

よって、国においては、肝硬変・肝がんを含むウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

綾瀬市議会議員 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

### 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことに起因する健康被害は、多くの建設業従事者に広がっている。これは国が建築基準法などで、不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

建設業界は重層下請構造であるため、建設業従事者は不特定、かつ多くの現場に従事することから労災認定には困難が伴い、さらに製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もない。

国は石綿健康被害救済法を成立させたが、その内容は不十分なものであり、抜本的な改正が求められている。

よって、国においては、建設業従事に起因するアスベスト被害者とその遺族の救済、さらにアスベスト被害の根絶に向けた抜本的な対策強化と早期解決を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

綾瀬市議会議員 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
厚生労働大臣 国土交通大臣 環境大臣 あて

## 『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。